

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 19 日

飯塚市監査委員 井 上 信 也

飯塚市監査委員 永 末 雄 大

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 8 号(令和 8 年 5 月 7 日付)分・・・3 件

2 監査報告に対する措置状況

以下のとおり

スポーツ振興課(サンビレッジ茜)【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p><b>1 備品について</b></p> <p>サンビレッジ茜施設の管理運営に関する基本協定書(以下「協定書」という。)第 18 条によれば、飯塚市は、別紙 2(飯塚市の備品を記載したもの)に示す管理物品を無償で一般財団法人サンビレッジ茜に貸与している。</p> <p>しかしながら、サンビレッジ茜を所在場所とする備品の検索を備品管理システムにて行ったところ、4 件のみの登録となっていた。</p> <p>また、指定管理者が飯塚市の備品を管理する台帳を確認したところ、協定書の別紙 2 に記載された備品の数量と相違していたため、事情を聞いたところ、故障や劣化により使用できなくなった備品については、市に報告することなく廃棄したとのことであった。</p> <p>早急に備品の確認を行い、市の財産である備品については、適切に管理を行うこと。</p>	<p>現存する備品について再度確認を行ったうえで、協定書に添付していた別紙 2 の修正を行うこととしている。</p>

<p><b>2 会計書類の保存について</b></p> <p>サンビレッジ茜管理運営仕様書によれば、「指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適切に管理・保存することとする。なお、指定期間終了時における文書等の帰属については、市と協議する。」とされている。</p> <p>サンビレッジ茜において、会計書類の確認を行ったところ、令和4年度以前の会計書類については廃棄をしたとのことであった。</p> <p>飯塚市会計規則(平成18年飯塚市規則第56号)第30条では、「歳入及び歳出に係る証拠書類の保存期限は、法令に定めのある場合を除き、その年度の出納閉鎖後5年とする。」とされていることから、少なくとも5年間の保存は必要である。</p> <p>早急に、サンビレッジ茜で管理している会計書類について確認を行い、適正な書類の保存を行うよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>会計書類の保存については、飯塚市会計規則第30条のとおり、5年間は適切に管理・保存するように指定管理者に指導を行った。</p>
<p><b>3 利用料金について</b></p> <p>(1) 施設管理費について</p> <p>当該施設の利用料金については、サンビレッジ茜条例(平成18年飯塚市条例第188号)第12条第2項に「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、別表に定めのないまま当該施設の宿泊者に対し、施設管理費として110円/人を徴収していた。</p> <p>(2) 体験学習の利用料金設定について</p> <p>小・中・高等学校等の体験学習については、学校が利用しやすいよう特別料金を設定し徴収しているが、同条例に規定された市長の承認を得ていなかった。</p> <p>このことについては、前回の監査において指摘を行ったものである。</p> <p>主管課は、利用料金の適切な徴収を行うとともに、必要であれば、サンビレッジ茜条例の改正を行うこと。また、体験学習の利用料金設定についても、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>指摘事項(1)については、指定管理者が行うべき管理業務であり、別途宿泊者から徴収すべきものではないので、令和8年2月26日に指定管理者に指示し直ちに徴収しないように是正した。</p> <p>指摘事項(2)については、市長の承認を得ずに利用料金を設定していたため、サンビレッジ茜条例第12条に則り、令和8年2月26日に体験学習特別料金表の承認について書面で提出させ、承認を行っている。</p>